

組織内議員 群馬県議会議員 本郷高明より



戦争は最大の人権侵害です。2月24日、ロシアはウクライナに軍事侵攻を開始しました。このことは国際秩序を乱し、平和的解決を義務付ける国際法に著しく反するものであります。世界各地で反戦デモが行われ、デモの参加者らはウクライナの国旗や手書きのメッセージを手に、戦争をやめるよう訴えています。これは当事国であるロシア国内でも実施されておりますが、プーチン政権は弾圧しています。今回の戦争は武力によって一方的に現状変更を行おうとするものであり、到底受け入れられるものではありません。さらに核兵器の使用をほのめかしているロシアに対して、唯一の戦争被爆国として、強く自制を求めていくべきであるかと思えます。この事態を深く憂慮し、被害の拡大を防ぐため、対話と交渉による平和的解決が図られることを強く望みます。

「教え子を再び戦場に送るな」のスローガンのもと、平和を望む多くの広範な市民と連帯し、今後もあらゆる戦争や軍事的行為等を許さないとりくみをすすめていきましょう。

## 群馬県教組アーカイブス

### 勤評闘争の前兆

政府は1950年5月に、定員法を改定して公務員42万人の首切りを強行しました。また、9月には平衡交付金制度を改定して、中央による地方支配が進められました。1951年には赤字の自治体は764で赤字総額は102億円、1952年には1685自治体で462億円に達し、1954年からは自治体職員の首切り・賃金カットが常態化します。一方、政府は朝鮮戦争開戦直後の1950年7月8日、マッカーサー司令官の書簡による「警察予備隊令」を国会審議を無視して公布、200億円の予算で75,000人の警察予備隊を創設したのです。1953年12月からの第19国会では、警察予備隊から改組された「保安隊」を「自衛隊」に強化するための自衛隊法と防衛庁設置法を成立させました。これに伴って、緊縮予算とされた9995億円のうち防衛関係は1548億円と異常な伸びを示しましたが、他の予算は据え置きが削減となったのです。地方財政も極度に圧迫され、中央に依存せざるを得なくなり、赤字自治体は1955年成立の「地方財政再建促進特別措置法」によって再建団体に指定され特別起債を受けるのと引き替えに、財政再建のための人員整理や賃金カット、事業縮小を強制させられ、再軍備予算優先の政策によって地方財政が破綻させられた結果でした。

※1950年4月28日、日本学術会議は「戦争のための科学は行わない」と決議。1951年1月24日、日教組はスローガン「教え子を再び戦場に送るな」を決定。

GTU Archives



発行所  
前橋市大手町3の1の10  
(教育会館)  
電話(027)231-1151(代)  
群馬県教職員組合  
http://gtunet.com



# 県教組 3月委員会開催



県教組は、3月5日(土)群馬県教育会館と太田、高崎、碓氷、甘楽の各教育会館と邑楽、北群馬の書記局を結んで、3月委員会をwebで開催しました。委員会の冒頭、川口委員長はロシアのウクライナへの軍事侵攻について、「武力行使によって人命を損なうことをやめさせたい。日教組も教育インターナショナル(EI)などを通して、ウクライナの子どもたちや市民への支援を行っている。今、あらゆる手段で、プーチンの蛮行をやめさせる発信をしなくてはならない。」と述べるとともに、憲法12条の「国民の不断の努力」という言葉を引用し、この条文を自ら実行していけるよう、知恵を出し合って運動を進めていこうとあいさつしました。

一般経過報告では、コロナ禍で新たな問題が生まれるたびに県教委と協議してきたことや、webを使って全国事務研や関プロ母と女性教職員の会、関プロ栄養教職員部学習会、関プロ事務研を開催し、また県教研や各種の会議も工夫しながら行ってきたことが報告されました。

当面の活動方針案として、「組織拡大」「働き方改革の推進」「参議院選挙のとりくみ」が重点として提案され、参加した委員からは、「免許更新制がようやくなくなる。今の政治を変えていきたい」「県教組からの更新制に関する情報を職場で回覧し広めた」「特別支援教育に関わる支援員の待遇の改善が必要だ」「以前は立場を超えて意見を出し合ってたが、今は一人一人が孤立している」「仲間づくりが大事だ」などの意見が出され、職場で組合員が苦闘している様子が伝わってきました。

委員会は執行部提案の4議案がすべて承認されました。委員から出された声を、日教組や県教委に伝え、運動に生かしていきます。



2022年度 群馬県

## 教育研究集会学習会1

～子どもたちにとって、よりよい教育とは～  
子どもと大人の笑顔のために

### 2022年5月7日(土)

13:30～15:30 (受付 13:00)

講演会場 オンライン会場  
群馬県教育会館(前橋市) 太田教育会館(太田市)・甘楽教育会館(富岡市)  
高崎市教育会館(高崎市)・碓氷教育会館(安中市)  
※自宅より参加も可(ZOOM)

入場無料

講演 『学校をカエル！部活動改革から働き方改革まで』  
～先生の働き方を見つめなおす～

講師 内田良さん  
名古屋大学大学院教育発達科学研究科・准教授。博士(教育学)。専門は教育社会学。学校のなかで子どもや教師が出遭うさまざまなリスクについて、調査研究ならびに啓発活動をおこなっている。著書に『#教師のバトン とはなんだったのか』(岩波書店、共編著)、『校則改革』(東洋館出版社、共編著)、『ブラック部活動』(東洋館出版社)、『教育という病』(光文社新書)、『教師のブラック残業』(学陽書房、共編著)など。ヤフーオーサーアワード2015受賞。

ご質問等お問い合わせは：群馬県教職員組合 Tel.027-231-1151

中央ろうきん

iDeCo (中央ろうきんの) 個人型確定拠出年金・愛称【イデアコ】

## Webでお申込み 手続きが完了します!

iDeCoは公的年金に上乗せする私的年金制度の一種です。

POINT 1 Webでお申込み手続きが完了!

POINT 2 印鑑レス&ペーパーレス\*でお手続き!  
※会社員・公務員等の方は事業主証明書の撮影・アップロードが必要です。

POINT 3 マイページからいつでもお申込み状況を確認できる!

下記に該当される方は、Webでのお申込みができません  
●掛金の納付方法が「事業主払込(給与天引き)」の方  
●国民年金基金連合会の「事業所登録(個人払込用登録事業所番号の発行)」がされていない(iDeCoの既加入者がいない)お勤め先にお勤めの方  
●海外にお住まいの方

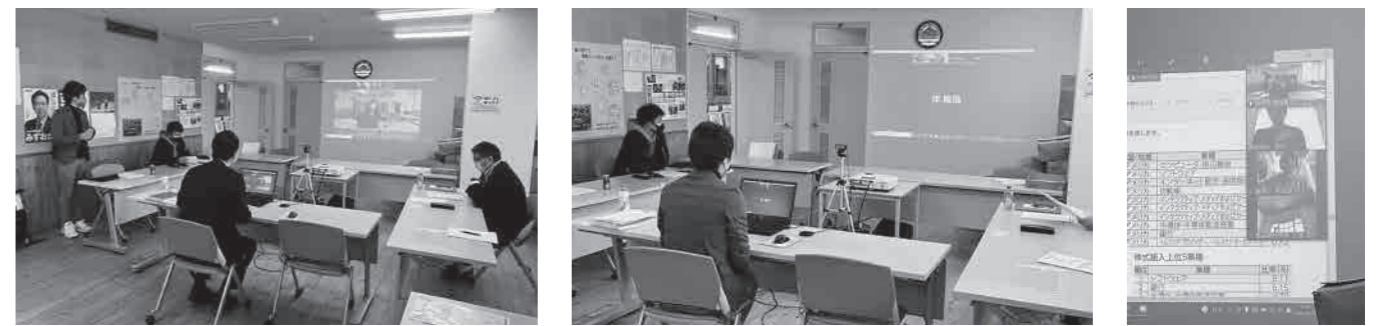
詳しくは「iDeCoご案内サイト」をチェック!  
スマートフォンから

■お問い合わせ・ご相談は  
〈中央ろうきん〉へ取次ぎをご希望の方は組合事務所まで  
iDeCoの詳細については〈中央ろうきん〉群馬県内各店舗へご連絡ください。 2022年3月1日現在

組合加入はスマートフォンインターネットからも! 仲間の声を広げよう! 組合加入はこちら→

## 青年部学習会 先生のための資産形成

2月26日(土)にオンラインで行われた「先生のための資産形成」講座に参加してきました。講師の中央労金前橋支店の五十貝さんから、iDeCo、NISA、株価の見方など、基本的な点を教えていただきました。知らなければ知らないだけ損をする、という今の世の中の仕組みを知りつつ、早くから行動を起こしたいと思わせてくれる内容でした。ぜひ皆さんも教職員として励みながらも、未来に向けたお金の使い方を考えてみませんか?



# 全体として勤務時間は減少、 しかし、まだ過労死ライン超も!

昨年12月に開かれた「教職員の多忙化解消に向けた協議会」で、県教委から、2018年度に比べて全体的には勤務時間が減った調査結果が示されました。しかし、ガイドラインの上限を超える者(小学校で3割、中学校では半数以上)、過労死ラインを超える者(中学校で12.5%)もいることが示されました。また、学校現場からは、今も勤務時間を適正に記録していないという話を耳にします。

## 勤務時間(実態)の正しい記録が「働き方改革」のスタートです!

県教組は、勤務時間(労働実態)をありのままに記録して時間外労働の要因や改善策の議論につなげることは、単に法令を守るだけでなく、業務の削減や教職員定数の改善にもつながり、教職員自身の生活や健康を守り、教職員のなり手不足の解消にもつながっていく、極めて重要なことと考えています。

## 持ち帰り仕事も記録しましょう!

2019年12月、給特法が改正され「時間外勤務の上限」が定められました。文部科学省は、通知を出して、「在校等時間の客観的な計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行うこと」を教委と学校に求めています。

また、持ち帰り仕事が増えたとの指摘もよく聞きますが、通知の中で文部科学省は、「在校等時間の上限を遵守することのみが目的化し、それにより自宅等における持ち帰り業務の時間が増加することはあってはならないこと。本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、仮に行われている場合には、その縮減のために実態把握に努めること。」としています。

持ち帰り仕事があるのは、やらざるを得ない仕事があるからですが、それをなくす方向にもっていくためにも、在校等時間とあわせて持ち帰り仕事の実態も記録しておく必要があるのです。

## 第45回関東ブロック学校事務研究集会

2月13日(日)、第45回関東ブロック学校事務研究集会が、県教組本部と各都県をつないでオンラインで開催されました。事務職員部の品田部長が、「当初、磯部温泉での開催を予定していました。各単組からのたくさんのレポートは私たちの財産です。分科会で議論はできませんが、有効に活用してください。」とあいさつしました。

全体会のメインとして、日教組の南部猛事務職員部長に最新の中央情勢について報告(講演)をしていただきました。南部さんは、まず、2年間、集まっての開催ができなくて横のつながりができなくなっている。未加入者に声を掛けて組合員を増やすことが大切だと訴えました。そして、学校の役割は学習権の保障や生命を守ることとしたうえで、GIGAスクールはまだ環境が整っていない学校もあるし、セーフティーネットとして事務職員が在宅勤務できる環境も必要だ。「つかさどる」仕事は在宅勤務できると捉えてほしい。その上で事務職員も一人一台端末を要望するべきであると述べました。

35人学級については、国の制度が小6に拡大する5年間で教室等の準備ができるよう各単組での確認をお願いしたい。さらに、「36協定」の締結を求めながら、時間外ありきでの締結ではなく、仕事のアプローチの仕方  
で業務量を減らしていくことが大切だとしました。

最後に、共同学校事務室は「つかさどる」の考え方で設置して活用してほしい。事務処理は「従事する」ことである。また、緊急時は一人で仕事をしなければならない。そのための人を育てる場所にしてほしい。つまり「学校で一人で業務をできる人を育てる」という視点を忘れないように、と結びました。



# 4月から変わる制度

昨年秋の県職連交渉の結果や、その後の協議等によって、2022年4月から下記のように制度が変わります。

## 1. 休暇制度が変わります。

### (1) 不妊治療に関する特別休暇

- ・ 現行の1年度に6日以内とされている休暇日数について、1年度に10日以内と拡大。
- ・ 国は4月から、1年度に5日以内、体外受精などの頻繁な通院が必要とされる場合には5日を加えるとしているが、群馬県は国のような要件はもうけず、10日以内に拡大する。

### (2) 妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置

- ・ 民間に適用される育児・介護休業法が改正され、その内容をふまえ地方公務員にも実施される。
- ・ 子の出生直後に取得できる柔軟な育児休業の枠組み創設、育児休業の2回までの分割取得など。

### (3) 仕事と治療の両立ができるような休暇・休業制度

- ・ 指定された疾病の治療通院の日数を、病気休暇の日数に通算しない制度を設ける。
- ・ 対象は、人工透析(腎移植後の定期通院を含む)、がん、指定難病で、生命の維持のため医師が定期的な通院が必要であると認めた場合です。

※ 交渉で総務部長は「組合の強い要請を受け制度の見直しを行う。まずスモールスタートで。」と発言。

## 2. 通勤手当が変わります。

- ・ 2021年度のガソリン単価141円/Lから2022年度は148円/Lに変わります。
- ・ 2021年度の燃費12.7Km/Lから2022年度は12.9Km/Lに変わります。

※ 現在の高いガソリン価格は、今年秋の県職連交渉でのガソリン単価変更に反映されます。

## 3. 遠距離通勤者に関する要件緩和

- ・ 交通用具使用者の遠距離通勤加算の対象を現行の38Kmから36Kmに緩和する。
- ・ 自動車の償還距離を見直し、36Km以上の遠距離通勤者の加算額を改定。

## 4. 時間外勤務手当の算出方法見直し

- ・ 時間外勤務手当を算出する際の1時間あたりの給与額に、寒冷地手当額を含める。

## 5. 育休補助教員が任期付き採用に

- ・ 育休補助教員が、育休の期間中、同じ教職員が任用できることとなります。制度の詳細は現在、県教委で検討中です。確定次第お知らせします。

## 教員免許更新制の廃止について

廃止が予定されている免許更新制について、2月25日、教員免許法改正案が閣議決定されたことをふまえ、文部科学省から以下の内容の通知が出ました。

今年、7月1日の廃止施行前の4月から6月の間に免許の修了確認期限をむかえる人に関して、今後、大学の講習が少ないことや講習の中止も考えられることから、免許管理者が認める「やむを得ない事由」に該当するとして、免許状の有効期間を改正法施行日の7月1日以降に延長できるようにするというものです。

このことによって、更新講習の受講や免許の更新手続の必要がなくなり、失効しない期限のない免許となります。今年4~6月に修了確認期限又は有効期間満了を迎える人が全国で約1000人います。該当する人が失効することのないよう、申請期限までに延期・延長の申請を行うことについてご注意ください。